

「長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」
第11条第4項及び第46条第4項のただし書きの運用方針

(目的)

第1条 この運用方針は、「長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」(以下「県条例」という。)第11条第4項及び第46条第4項のただし書きにおける「地域の実情」を認める要件及び手続きについて定めるものとする。

(地域の実情を認める要件)

第2条 以下に定める実施要件(以下「意向調査実施要件」という。)のいずれかに該当する場合、かつ、第3条第3項に規定する意向調査を行い、その回答総数の概ね70%以上において多床室整備の意向が確認された場合において、施設の所在する市町(島原市、雲仙市、南島原市を除く。)及び島原地域広域市町村圏組合(以下「保険者」という。)の多床室整備の妥当性に関する意見書を踏まえ、地域の実情の有無を県が決定する。

(1) 既存施設(従来型多床室)において多床室での改築を計画する場合

- ① 当該施設の利用者において、所得段階別保険料設定における所得段階区分1～3段階の者(以下「低所得者」という。)の占める割合が高いと判断される場合
- ② 当該施設が所在する市町及び島(しま)唯一の特別養護老人ホーム(以下「特養」という。)であり、かつ、居室形態が多床室である場合
- ③ 離島地域において、介護職員の確保ができないため、ユニット型への転換が困難と判断される場合
- ④ 上記①～③以外で、保険者が多床室の整備を必要とする特別な理由があると判断される場合

(2) 多床室での増床を計画する場合

- ① 増床を計画する市町(ただし、地域密着型の特養の増床計画により、日常生活圏域を限定した整備を行う場合は「市町」を「日常生活圏域」と読み替える。以下同様。)内に住所を有する65歳以上の者(以下「高齢者」という。)のうち、低所得者の占める割合が高いと判断される場合
- ② ユニット型での増床に係る用地を当該施設の敷地内に確保することが、物理的に困難と判断される場合
- ③ 当該施設が当該市町及び島(しま)唯一の特養であり、かつ、居室形態が多床室である場合
- ④ 上記①～③以外で保険者が多床室の増床整備を必要とする特別な理由があると判断される場合

(3) 多床室での新設を計画する場合

- ① 当該市町内に住所を有する高齢者のうち、低所得者の占める割合が高いと判断される場合
- ② 上記①以外で保険者が多床室の新設整備を必要とする特別な理由があると判断される場合

(事前協議等手続)

第3条 多床室による整備を計画する場合は、次の手順により行うこととする。

(1) 多床室での改築を計画する場合

特養を運営する市町または社会福祉法人（以下「事業者」という。）は、当該施設の一部または全部を多床室で整備しようとする場合、改築予定年度の前年度の6月末までに、様式1により、県（長寿社会課）と計画の事前協議を行うこととする。

ただし、本方針施行初年度については、県が指定する期日とする。

(2) 多床室での増床・新設を計画する場合

保険者は、整備予定年度の前年度の6月末までに、様式2により、県（長寿社会課）と計画の事前協議を行うこととする。

ただし、本方針施行初年度については、県が指定する期日とする。

2 県は、保険者または事業者から前項における事前協議がなされた場合、当該計画の意向調査実施要件への該当・非該当について、回答することとする。

3 意向調査実施要件のいずれかに該当する場合、保険者は、意向調査票（様式3～5）により、別表1の各整備区分における調査対象者へ、施設整備にかかる居室形態についての意向調査を実施し、その結果を踏まえ、意見書（様式6）を整備予定年度の前年度の10月末までに県へ提出することとする。

ただし、本方針施行初年度については、県が指定する期日とする。

(その他)

第4条 この方針の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この方針は、平成27年度における計画協議から適用する。

第1条、第2条、同条第1号、第3条第1項、同項第1号、同条第2項及び第3項、第4条、別表1、様式1並びに様式3から様式6までの規定は、介護療養型医療施設からの転換について準用する。この場合において、第2条第1号中「既存施設（従来型多床室）において多床室での改築を計画する場合」とあるのは「多床室での介護療養型医療施設からの転換（以下「転換」という。）

を計画する場合」と、「唯一の特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）であり、かつ、居室形態が多床室である場合」とあるのは「に居室形態が多床室の特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）がない場合」と、第3条第1号第1号中「改築」とあるのは「転換」と、「特養を運営する市町または社会福祉法人（以下「事業者」という。）」とあるのは「介護療養型医療施設を運営する事業者（以下「事業者」という。）」と、別表1中「改築」とあるのは「転換」と、様式1中「改築」とあるのは「転換」と、様式6中「改築」とあるのは「転換」と読み替えるものとする。また、施設待機者または利用申込（待機）者については、別表1、様式4及び様式6の規定は、適用しない。

別表1(意向調査の調査対象及び調査規模)

整備区分		調査対象者及び調査規模		
		①施設利用者	②施設待機者	③要介護認定者
改築の場合	広域型	当該施設全利用者又はその家族(本人の対応が無理な場合)	当該施設の全待機者又はその家族(本人の対応が無理な場合)	当該施設の設置場所の属する日常生活圏域における要介護認定者(要介護度1及び2)又はその家族(本人の対応が無理な場合) ※対象者数200人(対象者が200人未満の場合全員)
	地域密着型			
増床・新設の場合	広域型	/	市・町内全ての特養施設の待機者全員又はその家族(本人の対応が無理な場合)	市・町内の要介護認定者(1及び2)又はその家族(本人の対応が無理な場合) ※対象者数200人(対象者が200人未満の場合全員)
	地域密着型			